

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月

1 現状

(1) 技能労務職員の人数、平均年齢、平均給与等

職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
133 人	47 歳	369,839 円	394,315 円

※ 「平均給料月額」とは、平成 19 年 4 月 1 日現在における技能労務職員の基本給の平均です。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) 年齢別職員数（平成 20.3.31 現在）

区分	20 歳未満	20 歳～23 歳	24 歳～27 歳	28 歳～31 歳	32 歳～35 歳	36 歳～39 歳	40 歳～43 歳	44 歳～47 歳	48 歳～51 歳	52 歳～55 歳	56 歳～59 歳	60 歳以上
職員数	0 人	0 人	0 人	1 人	8 人	9 人	22 人	27 人	21 人	18 人	21 人	6 人

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表（二）適用

イ 技能労務職に係る特殊勤務手当

手当名称	支給要件	支給単位
汚物処理手当	じん芥、し尿処理等	月額 3,000 円

ウ 昇格基準

毎年 4 月 1 日に前 1 年間における勤務成績に応じ、4 号給（55 歳を超える場合は 2 号給）を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職については、平成 18 年度より退職者の新規採用による補充をしております。また給与に関しましては、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら国、県、近隣市における同種の職員の給与等を参考にし、平成 20 年度中も必要に応じ、引き続き関係者等と協議を行い、今後とも適正な給与制度・運用となるよう取り組んでいきます。

3 具体的な取組内容

平成 19 年度に給与構造の見直しを行いました。その結果、給料水準を国の行政職給料表（二）に準じて改正しました。

また、平成 19 年 12 月より地域手当を削減（1%→0%）しています。

4 その他

今後、行政全般に関して行財政改革の基本方針に従い、全事務事業のゼロベースからの見直しや民間委託等の推進、指定管理者制度の活用等に順次取り組んでいきます。